

○海上保安庁告示第百七十号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条、港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第八条の二、第二十条の三第二項及び第二十条の五の規定に基づき、並びに海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）を実施するため、門司船舶通航信号所に関する告示（平成元年海上保安庁告示第四十九号）の全部を次のように改正し、平成二十二年七月一日から施行する。

平成二十二年七月一日

海上保安庁長官 鈴木 久泰

関門海峡海上交通センターが運用する門司船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示

（趣旨）

第一条 この告示は、関門海峡海上交通センター（以下「センター」という。）が運用する門司船舶通航信号所について周知するとともに、港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号。以下「規則」という。）第八条の二の規定による指示の方法、第二十条の三第二項の規定による情報の提供の方法及び第二十条の五の規定による勧告の方法を定めることで、センターが行う情報の提供、勧告及び指示の実効性を向上させ、もって、船舶の安全な航行に資することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特定船舶 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号。以下「法」という。）第三十七条の三第一項に規定する特定船舶をいう。

二 準特定船舶 特定船舶以外の船舶であつて、船舶自動識別装置を備えた船舶をいう。

三 航路 規則別表第二に掲げる航路のうち関門航路、関門第二航路、砂津航路、戸畠航路、若松航路及び安瀬航路をいう。

（センターが運用する門司船舶通航信号所）

第三条 センターが運用する門司船舶通航信号所の呼出名称、位置及び業務開始年月日は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一 呼出名称 かんもんマーチス

二 位置 福岡県北九州市門司区（北緯三十三度五十三分五十秒東経百三十度五十五分七秒）

三 業務開始年月日 平成元年六月一日

（情報の提供）

第四条 前条の航路標識を運用することにより船舶を特定せずに行われる情報の提供（以下「一般情報の提供」という。）の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げ

るとおりである。

一 方法 MF 無線電話、ファクシミリ、インターネット・ホームページ、船舶自動識別装置又は電話

## 二 内容

イ MF 無線電話、ファクシミリ及びインターネット・ホームページによる場合

(1) 本山岬から百八十度一万四百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度に陸岸まで引いた線、妙見埼から女島西端まで引いた線、同地点から蓋井島泉水鼻まで引いた線、同地点から観音埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（若松港口信号所から百三十八度に陸岸まで引いた線、修多羅三角点（北緯三十三度五十四分五十五秒東経百三十度四十七分五十四秒）から三百十七度三十分二千八百四十メートルの地点から六十二度に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域を除く。）（以下「関門海域」という。）における船舶の交通の制限又は禁止の状況

(2) 関門海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況

(3) 総トン数一万トン以上の船舶の航路（若松航路にあつては、関門海域に含まれる部分に限る。）入航予定時刻、船名、総トン数等

(4) 早鞆瀬戸水路における港内信号（規則別表第四に定める信号をいう。）の現状及び予告  
(5) 航路（若松航路にあつては、関門海域に含まれる部分に限る。）及びその付近の海域における船舶の動向及び漁ろうに従事している船舶の集中の状況

(6) 部埼東方海域においてびよう泊している船舶の状況

(7) 六連島東方海域においてびよう泊している船舶の状況

(8) 関門海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況

(9) 部埼における風向、風速及び気圧並びに台場鼻における風向及び風速

(10) 関門海域において霧等が発生した場合における視程の状況

(11) 関門海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

(12) 関門海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

(13) その他船舶の航行の安全上必要な事項

口 船舶自動識別装置による場合

(1) イに掲げる事項（(3)及び(9)を除く。）

(2) 三島、若宮及び見島北における風向、風速、気圧及び波高、女島における風向、風速及び気圧、大瀬崎における風向、風速及び波高並びに豆酸埼、対馬瀬鼻、筑前相ノ島、台場鼻、

周防野島、八島及び出雲日御崎における風向及び風速

ハ 電話による場合 イ(1)、(3)及び(9)に掲げる事項

三 通信の冒頭に冠する通信符号 INFORMATION (船舶自動識別装置による場合に限る  
。)

2 前条の航路標識を運用することにより船舶を特定して行われる情報の提供の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一 方法 VHF無線電話又は船舶自動識別装置

## 二 内容

イ VHF無線電話による場合

(1) 関門海域のうち門司船舶通航信号所以東であつて同信号所から約十二海里以内の海域及び同信号所以西であつて同信号所から約十一海里以内の海域のうち、主として航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域（以下「情報提供可能海域」という。）にある準特定船舶に対する規則第二十条の三第三項各号に掲げる事項に準ずる事項

(2) 情報提供可能海域にある特定船舶及び準特定船舶に対する船舶の航行の安全上必要な事項  
(1)及び法第三十七条の三第一項の規定により提供されるものを除く。）

(3) 情報提供可能海域にある船舶（特定船舶及び準特定船舶を除く。）からの依頼に基づく当

## 該船舶の航行の安全上必要な事項

口 船舶自動識別装置による場合 関門海域並びに山口県（宇部市及び山陽小野田市に限る。）

、福岡県及び大分県の瀬戸内海沿岸海域並びに山口県、福岡県、佐賀県及び長崎県（五島市鳥島及び男女群島を除く。）の陸岸から約三十海里以内の海域（関門海域及び瀬戸内海沿岸海域を除く。ただし、長崎県対馬市の西側については陸岸から約十五海里以内の海域に限る。）並びに三池港の区域（港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）別表第一に掲げる三池港の港の区域をいう。）及びその境界外一万メートル以内の水域のうち、主として航路及び航路に至る主要通航路にある船舶自動識別装置を備えた船舶の航行の安全上必要な事項

### 三 通信の冒頭に冠する通信符号

イ 情報の提供（口の場合を除く。）

(1) 日本語の場合 情報

(2) 英語の場合 INFORMATION

口 船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合における情報の提供

(1) 日本語の場合 警告

(2) 英語の場合 WARNING

規則第二十条の三第二項の規定によるセンターが行う情報の提供の方法は、次の各号に掲げると

おりとする。

一 方法 VHF 無線電話

二 通信の冒頭に冠する通信符号

イ 情報の提供（口の場合を除く。）

(1) 日本語の場合 情報

(2) 英語の場合 INFORMATION

口 船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合における情報の提供

(1) 日本語の場合 警告

(2) 英語の場合 WARNING

（勧告）

第五条 規則第二十条の五の規定によるセンターが行う勧告の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 方法 VHF 無線電話又は電話

二 通信の冒頭に冠する通信符号

イ 日本語の場合 勧告

口 英語の場合 ADVICE

(指示)

第六条 規則第八条の二の規定によるセンターが行う指示の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 方法 VHF無線電話又は電話
- 二 通信の冒頭に冠する通信符号

イ 日本語の場合 指示

ロ 英語の場合 INSTRUCTION

(情報の提供、勧告及び指示の方法の詳細)

第七条 前三条に規定する方法の詳細（無線電話にあつては電波の型式、周波数及び空中線電力、船舶自動識別装置にあつては海岸局識別、電話にあつては電話番号、ファクシミリにあつてはファクシミリ番号、インターネット・ホームページにあつてはインターネット・ホームページアドレスをいう。以下同じ。）、使用言語並びに実施時期は、別表のとおりとする。

(留意事項)

第八条 船舶は、この告示の定めるところによりセンターが行う情報の提供、勧告及び指示を受けるに当たつては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

一 情報提供可能海域にあるVHF無線電話を備えた船舶は、法令により義務付けられている場合

を除き、常時これを聽守することが推奨されること。

二 一般情報の提供は、実施時期の制限、情報の編集の都合等により、情報の一部を省略して行う場合があること。

三 船舶の種類若しくは大きさ、センターが使用するレーダーから当該船舶までの距離又は海面の状況等により、十分な情報が得られない場合があること。

四 船舶に備えられた船舶自動識別装置から自動的に送信される当該船舶の船名、船舶局識別、船種、船速等の情報が正確でないとき又は当該船舶が船舶自動識別装置を常時作動させていないときには、当該船舶を識別することができない場合があること。

五 船舶自動識別装置により行う情報の提供は、当該無線通信のふくそう状況により、適時に行うことのできない場合があること。

六 第四条第一項第二号ロ(2)に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限定して行われること。

七 第四条第二項第二号イ(1)及び(2)に掲げる事項に関する情報の提供は、情報提供可能海域に入つた後速やかにセンターにおいて識別された船舶であつて、センターからの呼出しに対し常に応答することができる状態にある船舶に対して行われること。ただし、特定船舶及び準特定船舶の航行が極めてふくそうする場合等にあつては、準特定船舶に対する当該情報の提供を行うことがで

きない場合があること。

八 勧告及び指示は、海上保安庁の船舶からの呼びかけその他の適切な方法により行う場合があること。

九 情報の提供は、船舶の安全な航行を援助するため、船舶に対し、センターにおいて観測された事実及び状況等を伝えるものであり、操船上の指示をするものではないこと。

十 勧告は、船舶の安全な航行を援助するため、船舶に対し、進路の変更その他の必要な措置を促すものであり、操船上の指示をするものではないこと。

別表（第七条関係）

M F 無線電 話	方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
H 三 E	一 日本語の場合	H 三 E 一、六五 kHz	日本語及び英語	一 日本語を用いる場合 每時〇分及び
H 三 E	二 英語の場合	一〇 W		三〇分からのそれぞれ一五分間

	V H F 無線	電話	
一 呼出し及び応答用	F三E 一五六・八〇MHz (チャンネル一六 ) 一〇W	二 呼出し及び通信用	
二 呼出し及び通信用	F三E 一五六・六五MHz (チャンネル一三 ) 一〇W	三 通信用	
日本語又は英語	適時	二 英語を用い る場合 每時 の一五分及び 四五分からの それぞれ一五 分間	

			船舶自動識別装置	( ) 一〇W
	電話			
一 般情報の提供の場合	○九三一〇七〇八（雲仙送受信所） ○九三一〇七〇九（福江中送受信所） ○九三一〇八〇七（浜田送受信所）	○○四三一〇七〇五（矢ヶ浦送受信所） ○○四三一〇七〇六（木槲送受信所） ○○四三一〇七〇七（上県送受信所）	○○四三一〇七〇三（前原送受信所） ○○四三一〇七〇四（火ノ山送受信所）	○○四三一〇六〇六（瀬戸送受信所）
二 勧告及び指示の場合	○九三一三八一一三三九九 ○九三一三七二一〇〇九九 ○九三一三七二一〇〇九〇			
英語				
又は英語	二 勧告及び指示 の場合 日本語	一 般情報の提 供の場合 日本語	一 般情報の提 供の場合 日本語	適時
	二 勧告及び指 示	船舶から問 い	船舶から問 い	
		合わせがあつ たとき	合わせがあつ たとき	

示の場合 適	時	日本語	船舶から問い合わせがあつたとき	フアクシミリ
<p>○九三一三七二一一七四一</p> <p>http://www6.kaiho.mlit.go.jp/kanmon/</p> <p>日本語</p> <p>船舶から問い合わせがあつたとき</p>				

備考　関門海域における船舶の航行の制限が行われた場合若しくは同制限が解除された場合又は  
関門海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等が発生した場合におけるMF無線  
電話による一般情報の提供は、MF無線電話の項実施時期の欄に掲げる事項によらず、適時そ  
の情報を提供する。